破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８号
長崎県長崎市京泊２丁目１番10―302号
債務者　松本佐知子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
北海道亀田郡七飯町字大沼町511番地の３
債務者　伊藤　秀典
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
北海道北斗市七重浜４丁目14番２号
債務者　大森　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
北海道山越郡長万部町字大浜75番地の13
債務者　佐藤喜代治
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
函館市鍛治２丁目４番４―206号
債務者　田村　節子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７号
函館市桔梗３丁目28番28号
債務者　藤谷　俊輔
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
函館市末広町20番19―405号
債務者　上野　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
函館市亀田本町18番21号
債務者　桑村　結花
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
函館市港町１丁目19番５号
債務者　小向　美恵
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目22番10号
債務者　矢徳　義治
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目22番10号
債務者　矢徳美恵子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７号
函館市銭亀町210番地３
債務者　佐藤美弥子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
函館市高松町428番地４
債務者　松田　隆子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
岩手県久慈市門前第４地割６番地18　細越住宅３号
債務者　馬内千枝子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１０号
山形県寒河江市高田１丁目２番地の１　高田団地Ｂ棟202号室
債務者　秋葉　明美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
岐阜県大垣市島町376番地１
債務者　山口　哲史
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７号
静岡県富士市間門117番地の４、前住所静岡県富士市比奈1357番地の11
債務者　伊集院護博
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５７号
横浜市緑区鴨居４丁目79番20号　ベルメゾン鴨居202号
債務者　森永　健一
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部